
社会福祉法人西予市社会福祉協議会会員規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人西予市社会福祉協議会定款第32条に定める会員について規定するものとする。

（会員）

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、社会福祉法人西予市社会福祉協議会の目的に賛同して入会した者とし、次のように区分する。

(1) 一般会員

(2) 特別会員

（会費）

第3条 会員は、毎年会費を納入するものとする。

2 会費の額は、次のとおりとする。

(1) 一般会員 500円

(2) 特別会員 2,000円以上

（会費の納入）

第4条 会費は、一時納入とし、毎年8月末日までに納入する。

（退会）

第5条 会員は、次の場合に退会したものとする。

(1) 死亡又は市外に転出したとき。

(2) 退会の申出があったとき。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。